

岐阜県公報

第二千四百十号
平成二十一年四月十七日

(金曜日)

目次

告示

- 岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正
包括外部監査契約の締結
保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定予定
(防災課) 二八九
(行政改革課) 二八九
(治山課) 二九〇
(揖斐農林事務所) 二九一

公示

- 落札者等に関する公示
液化石油ガス販売事業者の認定の取消し
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業計画の決定
岐阜都市計画の図書の縦覧
可児都市計画の図書の縦覧
土地改良区の定款の変更認可
(防災課) 二九二
(消防課) 二九三
(商業流通課) 二九三
(農地計画課) 二九三
(都市政策課) 二九三
(同) 二九三
(可茂農林事務所) 二九四

告示

岐阜県告示第二百八十五号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程(平成七年岐阜県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

別表一六の表端末地球局の部LASSCOM岐阜県岐阜スーパード可搬地球V九九(共用局)の項を削り、同部LASSCOM岐阜県岐阜スーパード可搬地球V八〇の項中「恵那市消防本部岩村消防署内」を「恵那市消防本部内」に改める。
別表一八の表通信所の部西濃保健所揖斐センターの項を削る。

別表一九の表陸上移動局の部中「郡上三」を削り、「中濃三」を「中濃三」に改め、「中濃四」

保健揖斐一 西濃保健所揖斐センター内
保健揖斐二
を削り、同表携帯局の部中「岐阜県二二二」を

「岐阜県二二二」に改める。
岐阜県二二三

附則

この告示は、平成二十一年四月十七日から施行する。

岐阜県告示第二百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の三十六第一項の規定に

より次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 契約の始期 平成二十一年四月一日
- 二 費用の算定方法 基本費用及び執務費用並びに実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い(ただし、必要に応じて前金払をする。)
- 四 契約の相手方 住所 岐阜市高河原一九五番地の一
氏名 堀 幸造
資格 公認会計士

岐阜県告示第百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市上之保字田尻ノ洞三三四四五、三三四四六、三三四五五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市洞戸黒谷字梅洞四一の一六、四一の一五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
関市迫間字前平八六六から八六八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字出ヶ谷六の七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市三郷町佐々良木字井戸八八五の一四、八八五の一七から八八五の一九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示

する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二九〇の二二、字城山三三二六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二七八の一、二二七九の一、二二八〇の一、二二八一の一、二二八二、二二八四、字榎手洞二五六〇の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 防災行政無線設備(通信設備) 整備業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成21年3月30日

5 契約の相手方の住所及び氏名 名古屋市中区錦1丁目11番20号

沖電気工業株式会社中部支社

社名 岐阜 養和

6 資本金額 162,750,000円

7 業態に関する事務を担当する部面の名称及び所在地

- (1) 部面の名称 岐阜県防災課
- (2) 所在地 岐阜市藤田南2丁目1番1号

液化石油ガス販売事業者の認定の取消し

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の十一第一項の規定により、次の認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 石黒商事株式会社 代表取締役 石黒 信彦	住 所 岐阜市泉町久尻二四五番地の六	取消年月日 平成二一・三・二五
--	-----------------------	--------------------

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年四月十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ドラッグユタカ大垣旭町店

大垣市旭町二丁目一番一 外

二 意見の概要

大垣市長の意見

- ・交通安全対策及び周辺道路の渋滞防止に配慮されたい。
- (届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 古川 西 地 区	縦 覧 場 所 飛驒市役所前掲示場	縦 覧 期 間 平成二一・四・一七から 二一・五・二二まで
----------------------	----------------------	-------------------------------------

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画風致地区 鷲山風致地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
可児都市計画特定用途制限地域
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成二一・四・一七

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
川辺町木曾川右岸用水土地改良区	平成二一・四・一七

平成二十一年四月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社